

# 会計年度任用職員を募集します

(福祉推進部 福祉総務課 生活支援係)

職種	自立相談支援員	
業務内容	・生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者の相談支援全般。 ・公共職業安定所、社会福祉協議会など関係機関への同行訪問支援業務。	
応募資格	以下のいずれかを望む。 ・社会福祉士、精神保健福祉士 ・社会福祉主事(福祉相談業務経験1年以上) ※保持資格については、条件を満たさない場合でも一定の相談業務経験などを考慮し、選考することがあります。 ※普通自動車運転免許必須、パソコン操作(Word・Excel)ができる方	
任用期間	令和8年6月1日～令和8年12月31日 ※採用日の調整可能(3箇月間は、条件付採用期間となります。)	
勤務日	週5日(月曜日から金曜日)	
勤務時間	週5日(1日6時間、9～17時の中でシフト勤務)	
勤務場所	宜野湾市役所 福祉総務課 (宜野湾市野嵩 1-1-1)	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大20日付与 ※初年度は最大12日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇(最大年6日)、子の看護休暇(最大年5日)、夏季休暇(最大3日)、忌引休暇、産前・産後休暇、配偶者出産休暇等
	無給休暇	介護休暇等
報酬額(時給額)	● 有資格以外 1,512円～1,574円 ※月20日勤務の場合 月額181,440円～188,880円 ● 有資格(社会福祉士、精神保健福祉士等) 1,742円～1,800円 ※月20日勤務の場合 月額209,040円～216,000円	
報酬支給日	月末締め、翌月15日支払い ※期末手当については、6月10日及び12月10日支払い	
諸手当	期末手当・勤勉手当	年4.65月分(6月と12月に支給) ※任用期間等により対象とならない場合があります。 ※本市での経験期間及び任用期間により、支給率が上記と異なる場合があります。
	通勤手当	距離に応じ支給
※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。		
社会保険	週の勤務時間が30時間以上かつ2カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用となります。 ・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満 ・報酬の月額が8.8万円以上であること	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用期間が2ヵ月以上見込まれること</li> <li>・学生でないこと</li> </ul> <p>※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。</p>
雇用保険	<p>以下の要件を満たす場合は対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週の所定労働時間が 20 時間以上</li> <li>・31 日以上継続して雇用される見込みのもの</li> </ul> <p>※但し、任用期間等によっては対象外となる場合があります。</p>
労災保険	あり
備考	職員駐車場なし(市役所向かいに無料の市民駐車場がありますが、空き待ちの状況です。普天間に有料市民駐車場あり。)
応募方法	別添の「宜野湾市会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入し、福祉総務課へ郵送又は予め電話連絡のうえ直接ご持参ください。書類審査のうえ、面接日時等をご連絡いたします。
問合せ先	098-893-4411(内線 3131) 担当： 富